

ふちゅう^{ななまる}70みんなのプロジェクト 応募の手引

市制70周年

～あなたの考えをカタチにして 70周年をお祝いしませんか～

昭和29年の市制施行以来府中市は、来年の3月31日で市制施行70周年を迎えます。
この記念すべき年を共に祝い、またその後の未来へと思いをつなげていくために、
市民や事業者、関係団体の皆さんと共に、さまざまな記念事業を実施していきます。

ふちゅう^{ななまる}70みんなのプロジェクト

～ふちゅう^{ななまる}70みんなのプロジェクトとは～
市制70周年を記念し、府中市を盛り上げるイベントや事業を募集します。
あなたが猫く「やってみたい」「挑戦してみたい」を自らの手で実現しませんか？

プロジェクト例

- ▷なくなってしまったモノ・コトを再生・復活しよう！
- ▷府中市の歩みを動画作成してYouTubeでPRしよう！
- ▷市広報キャラクターを制作しよう！
- ▷府中焼き×“OO”新メニューを開発しよう！

募集概要

募集要件

- ▷市民が参加できる事業
- ▷府中市を盛り上げる事業
- ▷将来のまちづくりや地域の発展につながる事業

実施主体 提案者による企画および実施
実施場所 原則市内
実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日のうち任意の期間
応募資格 市民、市内に活動拠点がある企業、市内への通勤・通学者など
採択事業数 2事業程度
事業費 上限はありません。
※補助率10分の10で、市からの補助上限100万円。
選考方法 My府中を活用した投票など

補助金
最大100万円

◆プロジェクト実施までの流れ

- 募集（令和5年9月）
- ↓
- 選考（令和5年11月）
- ↓
- 事業実施（令和6年4月～令和7年3月）

応募期限

10月16日(月)17時

募集内容の詳細や提出様式は、市のホームページで確認してください。
申し込み・問い合わせ先
政策企画課（☎43-7239）

募集期間	2023（令和5）年9月1日～2023（令和5）年10月16日
事業実施期間	2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日
<p>【応募・問合せ先】</p> <p>府中市総務部 政策企画課</p> <p>〒726-8601 府中市府川町 315</p> <p>TEL：0847-43-7239 [土・日曜、祝日を除く 8：30～17：15]</p> <p>FAX：0847-46-3450</p> <p>Eメール：kikaku@city.fuchu.hiroshima.jp</p>	

1. 趣旨

昭和29年の市制施行以来府中市は、令和6年3月31日で市制施行70周年を迎えます。ふちゅう70みんなのプロジェクトは、この記念すべき年を共に祝い、その後の未来へとつなげていくために、次の通り提案を募集します。

2. 募集内容

○次の項目のいずれにも該当するもの

- ✓ 市民が参加できる
- ✓ 府中市を盛り上げる事業
- ✓ 将来のまちづくりや地域の発展につながる事業
- ✓ 応募者自らが企画・実施できる事業
- ✓ 2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までに実施する事業

○次の項目いずれかに該当するものは対象となりません。

- ・ 営利を主目的とするもの
- ・ 特定の宗教又は政治団体の利害に関するもの
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- ・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・ 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- ・ 府中市から助成を受けている（予定を含む。）もの

3. 応募資格

○応募できる個人・団体（地域・ボランティア・企業・学校等）は、次の項目のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民、市内への通勤・通学者、府中市内の団体であること。
- (2) 提案事業を適正に実施でき、実績報告書が提出できること
- (3) 暴力団員等非社会的団体と関係を有していないこと

また、応募できる団体は、次の項目のいずれにも該当するものとする。

- (1) 存在が明確で、かつ、運営が適切であること
- (2) 事務局の所在が明確であること
- (3) 特定の宗教団体又は政治団体に関係がないこと
- (4) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないこと

4. 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入の上、郵送又はEメールで送信してください。応募用紙は、府中市役所政策企画課に設置してあるものか、市ホームページからダウンロードしてお

使ってください。

5. 支援内容

補助率 10/10

補助上限額 100 万円

※補助金は府中市補助金交付規則に準じて執行します。

※予算の範囲内において採択候補事業数によって、支援金額の基準を変更する場合があります。

1 補助対象となる経費

費目	内容	注意事項
報償費	講師・専門家への謝礼等	※主催者の人件費は対象外です。
旅費	交通費・通行料金・宿泊費等	
需用費	消耗品（1点が30,000円未満、インク代についてはこの限りではありません） 印刷製本費（ちらし・ポスター・資料・報告書等の印刷製本費等）	※贈答品や備品となる物品（パソコン、プロジェクター等）は対象外です。
役務費	通信運搬費（切手、運搬料） 保険料（イベント保険・ボランティア保険等） 手数料（翻訳料、振込手数料等）	
委託料	専門的知識や技術を要する外部委託料	※事業自体の企画・立案・運営等の外部委託は対象外です。
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機材等の賃借料等	
原材料費	ワークショップ等に使用する材料費	
その他		※補助金の趣旨に沿わないと判断される経費は対象外となる場合があります。

※事業実施に際し、これらの経費を支出する場合は、必ず領収書をもらってください。

（必ず、宛名・但し書き・日付が記入されているか確認してください）

※領収書の宛名は採択された名称のみ有効です。

※領収書がない場合は、補助対象経費にはなりません。

2 対象外経費

以下のような経費は対象外ですのでご注意ください。

【対象外の経費例】

1. 団体の経常的な運営費
2. 主催者の人件費
3. 主催者の弁当，飲み物などの経費
4. 備品（3万円以上の主催者の資産となるもの）

上記以外にも補助金の趣旨に沿わないと判断される経費は対象外となる場合があります。